

番 号 : 180393

国 名 : ベナン

担当部署 : 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名 : 医療マネジメント・質改善アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2018年12月中旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 2.0 M/M、合計 2.5M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務 60日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年12月7日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

| | |
|----------|--------------------------------|
| 類似業務 | 医療マネジメント・質改善(5S-KAIZEN)に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | ベナン/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 (仏語ができればなお可。) |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

MDGs で 2015 年までに妊産婦死亡率を 125/10 万出生、新生児死亡率を 21/1,000 出生に削減することを目標としていたベナンでは、妊産婦死亡率は 335/10 万出生、新生児死亡率は 34/1,000 出生と高い数値を保ったままであり、保健開発ニーズは極めて高い (WHO, 2015)。

ベナンの国家保健開発計画 (PNDS : Plan National de Developpement Sanitaire 2009-2018) では、「2025 年までにベナン国民の健康的ニーズを満たすため、連携とリスクの共有の精神に基づき、全ての国民が公平に医療サービスを利用可能となるよう、恒久的に質の高い医療を提供できるような、公共及び民間、個人と集団のイニシアチブに基づいた保健システムを確立する」ことを目標としている。同目標の優先分野である「医療サービスの質の改善」に取り組むため、保健省内に病院施設局質保証課が設置され、ベナンでは医療サービスの質の改善、治療の標準化、医療施設のモニタリング・評価等の取り組みにより、ビジョンの実現に努めている。2012-13 年に院内感染防止委員会設置後、医療ケアの質の保証に関する計画を策定し、その計画には「5S-KAIZEN」による医療サービスの質の改善を図ることが記載されている。

我が国はベナンへの保健協力として、2006 年から妊産婦・新生児死亡削減にかかる「ベナン母子保健プログラム (2006-2010) (第 2 フェーズ 2012-2015)」を実施し、特に母子保健に係るサービスの改善を図ってきた。同プログラムは、無償資金協力による「ラグューン母子病院建設計画 (2009 年)」、本邦及び第三国研修、専門家派遣、青年海外協力隊活動で構成され、アトランティック・リトラル県における母子保健ケアの質の向上に取り組んできた。

具体的には、正常分娩にかかわる WHO59 ケ条に基づく「人間のお産」を県内で普及し、また母親学級を軸とする継続ケアの推奨と 5S-KAIZEN-TQM による院内整備によって、保健人材による人間的ケアの改善を図ってきた。特に、5S-KAIZEN-TQM においては、無償資金協力終了時に大学病院となったラグューン母子病院 (以下、「CHU-MEL」) で 2009 年に 5S の導入を開始し、その後同施設にて ISO9001 取得サービス数が増えるなど、間接的な成果も生まれている。また、CHU-MEL から数名の講師 (ナショナルトレーナー) を育成し、2013 年から県内 23 施設へと 5S を導入開始した結果、一部の病院では、患者数、妊産婦数が増加したという報告を受けている。なお、初期段階から 5S を導入している CHU-MEL では院内感染調査での近年の罹患率低下がみられており、2014 年 12 月から KAIZEN 手法を本格的に導入している。

一方、2014 年からベナンで長期に渡り行われたパラメディカルのストライキ (2014 年 8 月～2015 年 4 月) により 5S を含む各種活動の停滞が目立っているため、県全体的に、医療従事者の育成、意識改革を行うことが急務かつ重要である。また、度重なるストライキや医療従事者の不適切な対応から、住民の公的医療施設離れが進んでいる地域もあり、医療マネジメント・質改善への取り組みは重要である。このため、ベナン政府は、アトランティック・リトラル県で 5S-KAIZEN 活動を継続、普及させ、保健医療従事者の意識改革、育成を図り、基盤である公的医療施設の基礎的な医療サービスの質の改善に取り組むことを目的として医療マネジメント・質改善の専門家派遣を日本政府に対して要請した。

これまでに日本人専門家により 5 か所の病院における 5S-KAIZEN 活動の支援および保健省の 5S-KAIZEN-TQM 担当者のモニタリング能力の強化が実施されており、また 5S-KAIZEN-TQM の研修教材・マニュアルのドラフト版が作成されている。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、ベナン保健省病院施設局長、同局質保証課、アトランティック・リトラル県保健局、関係医療施設等を C/P に、医療マネジメント・質改善活動の計画、調整、モニタリング等を支援する。本業務はこれまでの取り組みを引き継ぎ、ベナン国における 5S-KAIZEN-TQM を含む質改善活動の状況を整理し、5S-KAIZEN-TQM 普及のための研修マニュアルを含む研修モジ

ジュールの策定を行い、ベナン政府による活用を支援するものである。

また、本業務の現地業務期間中に、保健政策分析にかかるコンサルタントが別途ベナン国に派遣される予定である。本コンサルタントはこれと協働し研修モジュールを活用した 5S-KAIZEN-TQM 全国展開の計画策定などを支援する。担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2018年12月下旬)

- ① ベナン国の国家保健戦略等の保健政策関連文書、過去の保健分野専門家等の報告書や他の開発パートナーによる報告書等から現地の情報を収集し、ベナンにおける医療マネジメントと医療サービスの質の現状と課題を把握する。また、他国における同分野の協力事例の教訓も把握する。
- ② ワークプラン (和文及び仏文) を作成し JICA 人間開発部へ提出・説明する。

(2) 現地派遣期間 (2019年1月上旬～2019年3月上旬)

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所にワークプランを提出・説明し、ワークプランの確認を行う。また適宜 JICA ベナン支所に対し進捗報告を行う。
- ② 品質管理 (QC) 推進関連資料、「5S-KAIZEN-TQM」先行支援関連資料等の情報収集・整理・分析を行い、5S-KAIZEN-TQM を段階的に展開するため必要な文書 (普及戦略、展開計画、5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドライン、研修教材・マニュアルなど) および活動について C/P 他関係者と意見交換を行い、素案と進捗、今後のタイムラインなどについて整理する。展開に必要な承認手続きについても確認を行い、関係者 (保健省の質保証課や県保健局、パイロットモデル病院、その他メンバー) 分析を行う。
- ③ 活動②の結果を受け、マニュアル作成・承認に必要な関係者を集めたワーキンググループを設立する。
- ④ 既存のパイロット病院 (CHU-MEL、Suru Lere 病院、Ouidah 病院、Abomey Calavi 病院、国立中央病院の 5 か所) で活動する 2 名の C/P に活動内容をヒアリングし、今後の 5 か所のパイロット病院および無償資金協力 (2018 年) により建設されたアラダ病院における支援方針を検討する。
- ⑤ 活動②に関連し、現在のマニュアルのドラフトおよび JICA ホームページ上で公開されている既存のテキスト (「5S-KAIZEN-TQM 三段階戦略による病院経営変革」<https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/5S-KAIZEN-TQM-02/materials.html>) について C/P のコメントを聞き取り、見直しを行う。研修期間、内容、資料については既存の教材 (プレゼンテーション資料など) を参照した上でベナンの現地事情に即したものに修正し、パイロット版研修モジュールとして最終化する。
- ⑥ 活動④の結果を受け、C/P の能力強化を通じて 6 か所のパイロット病院 (既存の 5 か所+アラダ病院) における 5S-KAIZEN-TQM の実施を間接的に支援する。
- ⑦ 別途派遣される保健政策分析にかかる専門家と協働してワークショップを実施し、ベナン側関係者と 5S-KAIZEN-TQM 全国展開の活動計画策定、研修モジュールの承認、研修計画の策定などを協議する。
- ⑧ 活動⑦の結果を受け、全国展開計画や研修モジュールについて承認までのアクションプランを作成し、承認までのコミットメントを確認する。また必要に応じ承認へ向けた活動を支援する。
- ⑨ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書を作成し、CP、JICA ベナン支所・JICA 人間開発部に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年3月中旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) を JICA 人間開発部に提出し、活動内容について報告を行う。
- ② ベナン側の計画に対し JICA 本部およびベナン支所が実施できる支援策について提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（仏文3部：監督職員、JICAベナン支所、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。各派遣時前に提出。
- (2) 現地業務結果報告書（仏文3部：監督職員、JICAベナン支所、C/P機関）
各派遣時の業務完了後に提出。
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 研修教材・マニュアル（最終版）（仏文7部：監督職員、JICAベナン支所、C/P機関）
- (4) 専門家業務完了報告書（和文2部：監督職員、JICAベナン支所）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒香港⇒アジズアベバ⇒コトヌー⇒香港⇒成田、または成田⇒パリ⇒コトヌー⇒パリ⇒成田を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の一般業務費については、JICAベナン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - 車両関係費、国内移動費用
 - 通信運搬費（インターネット通信や業務用携帯電話通信費等）
 - 旅費・交通費（研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等）
 - ワークショップ運営にかかる会場費等
 - その他臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程
現地派遣期間は2019年1月上旬～2019年3月上旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。
 - ②現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、別途、保健政策分析にかかるコンサルタントを本業務期間中に派遣する予定としています。
 - ③便宜供与内容

ベナン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査開始時におけるC/Pとの協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供
保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①前任専門家作成資料（報告書、研修教材・マニュアルドラフト）は人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL：03-5226-8371）にて配布します。
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ベナンにおいて、業務で使用される言語はフランス語なので、フランス語ができることが望ましいですが、ローカルコンサルタント（通訳兼務）の備上を想定していますので、十分な英語力があれば業務遂行可能です。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上